吹田市開業資金融資に係る利子補給金募集要項

１　概要

大阪府又は株式会社日本政策金融公庫の開業融資を受けた中小企業者に対して、事業者の負担の軽減を図るため、金融機関に払い込んだ利子の一部を補給します。

２　補給対象者

⑴　市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第２条第１項に定める中小企業者）。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。

ア　発行済株式の総数又は出資金額の２分の１以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有していること。

イ　発行済株式の総数又は出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有していること。

ウ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めていること。

⑵　市町村民税の滞納（不申告を含む）をしていない者

⑶　市内事業所の運転資金又は市内事業所に設置する設備資金に充てる融資を受け、補給対象となる利子を現に支払った者

⑷　個人の場合、市内に居住する者

⑸　金融機関と取引停止中、大阪信用保証協会の代位弁済を受けている、又は日本政策金融公庫から借入金債務の一括の弁済を求められている者

３　補給対象融資

⑴　大阪府の開業・スタートアップ応援資金に係る融資

⑵　日本政策金融公庫の創業支援貸付利率特例制度に係る融資（有担保での貸付を除く。）

４　補給対象経費

金融機関に払い込んだ補給対象融資に係る利子

※最初の約定返済から 12 回分。ただし、回数が 12 回に満たない場合は、返済回数分。

５　補給金の額等

⑴　補給率

10 分の 10

※約定利率が年１パーセントを超えるものは、年１パーセントとして計算した額。

⑵　補給金交付回数

１事業者につき１回限り

６　申請方法

⑴　提出書類

ア　補給金交付申請書【様式第１号】

イ　企業概要書【様式第２号】

ウ　法人の場合、履歴事項全部証明書の写し

エ　個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し

オ　直近の市町村民税の納税又は非課税を証する書類の写し

カ　補給対象融資を受けたことを証する書類

キ　利子の支払いを証する書類

※ア及びイは吹田市のホームページから様式をダウンロードして使用してください。

※カ及びキは、金融機関に発行を依頼してください。

「大阪府開業・スタートアップ応援資金」を利用した方は、キの様式をダウンロードし、金融機関による証明を受けてください。

⑵　提出方法

⑴の書類を地域経済振興室へ郵送（レターパックライト）で提出してください。

⑶　申請期限

補給対象融資を受けた日から起算して２年以内

７　補給金交付手続きの流れ

１　補給対象利子の支払（事業者→金融機関）

⇩

２　交付申請書類の提出（事業者→市）

⇩

３　交付決定通知書の送付（市→事業者）

⇩

４　交付請求書類の提出（事業者→市）

⇩

５　補給金の交付（市→事業者）

８　申込み・問合せ先

吹田市都市魅力部地域経済振興室　企業振興担当

〒564-8550　吹田市泉町１－３－40

電話番号　06-6170-7217

メールアドレス　sanro_s@city.suita.osaka.jp